

議第105号 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（平成28年8月8日付け）等に準じ、給与の改定を行うものです。

また、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）による民間労働法制の改正、人事院勧告等を踏まえ、介護休暇等制度の拡充を図るとともに、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条・第2条関係）

ア 一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表の改定

一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表に定める給料月額を引き上げます。

なお、この改定による平均引上げ率（一般職給料表）は、0.06パーセントです。

イ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の年間支給割合を、0.1月分（再任用職員にあっては0.05月分）引き上げます。これにより、期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計は、4.2月分が4.3月分（再任用職員にあっては、2.2月分が2.25月分）になります。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

(ア) 平成28年度

(括弧内は再任用職員 単位：月)

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6月期	1.225 (0.65)	0.8 (0.375)	2.025 (1.025)	1.225 (0.65)	0.8 (0.375)	2.025 (1.025)
12月期	1.375 (0.8)	<u>0.8</u> (<u>0.375</u>)	<u>2.175</u> (<u>1.175</u>)	1.375 (0.8)	<u>0.9</u> (<u>0.425</u>)	<u>2.275</u> (<u>1.225</u>)
計	2.6 (1.45)	<u>1.6</u> (<u>0.75</u>)	<u>4.2</u> (<u>2.2</u>)	2.6 (1.45)	<u>1.7</u> (<u>0.8</u>)	<u>4.3</u> (<u>2.25</u>)

(イ) 平成29年度以降

(括弧内は再任用職員 単位：月)

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6月期	1.225 (0.65)	<u>0.8</u> (<u>0.375</u>)	<u>2.025</u> (<u>1.025</u>)	1.225 (0.65)	<u>0.85</u> (<u>0.4</u>)	<u>2.075</u> (<u>1.05</u>)
12月期	1.375 (0.8)	<u>0.8</u> (<u>0.375</u>)	<u>2.175</u> (<u>1.175</u>)	1.375 (0.8)	<u>0.85</u> (<u>0.4</u>)	<u>2.225</u> (<u>1.2</u>)
計	2.6 (1.45)	<u>1.6</u> (<u>0.75</u>)	<u>4.2</u> (<u>2.2</u>)	2.6 (1.45)	<u>1.7</u> (<u>0.8</u>)	<u>4.3</u> (<u>2.25</u>)

ウ 扶養手当の改定

配偶者に係る手当をめぐる状況の変化，子に要する経費の実情や国全体として少子化対策を推進している状況等を踏まえ，配偶者に係る扶養手当の額を引き下げるとともに，子に係る扶養手当の額を引き上げるものです。

(単位：円)

	現行	改正案									
		副部長級以下		部長級				局長級			
		H29	H30～	H29	H30	H31	H32～	H29	H30	H31	H32～
配偶者	13,000	<u>10,000</u>	<u>6,500</u>	<u>10,000</u>	<u>6,500</u>		<u>3,500</u>	<u>10,000</u>	<u>6,500</u>	<u>3,500</u>	<u>0</u>
～22歳※子	15歳～※	11,500	<u>13,000</u>	<u>15,000</u>	<u>13,000</u>		<u>15,000</u>	<u>13,000</u>			<u>15,000</u>
		～15歳※	6,500	<u>8,000</u>	<u>10,000</u>	<u>8,000</u>		<u>10,000</u>	<u>8,000</u>		<u>10,000</u>
孫			6,500		6,500		<u>3,500</u>		6,500	<u>3,500</u>	<u>0</u>
弟妹											
60歳～父母・祖父母											
重度心身障害者											
配偶者がいない場合の一人目の扶養親族の加算額	子	+4,500	<u>+2,000</u>	<u>0</u>	<u>+2,000</u>		<u>0</u>	<u>+2,000</u>			<u>0</u>
	子以外		<u>+2,500</u>		<u>+2,500</u>			<u>+2,500</u>			

備考 ※部分については，当該年齢に到達後の最初の4月1日をもって区分

エ 医師の初任給調整手当の上限額の改定

医師の初任給調整手当の上限額を413,300円から413,800円に改定します（実支給額については，当面，改定の予定はありません。）。

(2) 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正（第7条関係）

【地域手当の支給割合】

広島県等に派遣する職員及び広島県からの人事交流により採用している市立呉高等学校教員について，広島県に準じ，平成28年度の地域手当を改定するものです。

	現行	改正案
広島市在勤職員	<u>7.00%</u>	<u>7.04%</u>
教育職給料表適用職員	<u>4.00%</u>	<u>4.04%</u>

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条・第4条関係）

ア 特定任期付職員の給料表の改定

特定任期付職員（高度の知識経験又は優れた識見を有する者として任期を定めて採用された職員をいいます。以下同じ。）の給料月額を次のとおり引き上げます。

号給	現 行	改 正 案
1	<u>371,000円</u>	<u>372,000円</u>
2	<u>419,000円</u>	<u>420,000円</u>
3	471,000円	471,000円
4	532,000円	532,000円
5	607,000円	607,000円

イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を、0.1月分引き上げます。

【期末手当の各期別支給割合】

(ア) 平成28年度

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	1.575	1.575
12月期	<u>1.575</u>	<u>1.675</u>
計	<u>3.15</u>	<u>3.25</u>

(イ) 平成29年度以降

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	<u>1.575</u>	<u>1.625</u>
12月期	<u>1.575</u>	<u>1.625</u>
計	<u>3.15</u>	<u>3.25</u>

(4) 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正（第5条関係）

ア 介護休暇の分割取得等

介護を要する家族のある職員が、様々な介護の状況に柔軟に対応できるように、介護休暇の分割取得を可能とするとともに、承認期間を最大で1年まで延伸するものです。

	現 行	改 正 案
対象職員	老齢等により家族が介護を要することとなった職員	
承認期間	一の介護状態ごとに、 <u>連続する6月の期間内</u> において、介護休暇を承認できる。	一の介護状態ごとに、 <u>3回以下、かつ、合計6月を限度として</u> 、介護休暇を承認することができる。また、 <u>その後、当該介護休暇に係る介護状態が継続する場合は、更に1回に限り、連続する6月の期間内</u> において、 <u>介護休暇を承認することができる。</u>
給 料	無給	

イ 介護時間の創設

職員の仕事と家庭の両立支援の充実を図り，日常的な介護ニーズに対応するため，介護時間制度を創設するものです。

	現 行	改 正 案
対象職員	/	介護休暇と同様
承認期間		一の介護状態ごとに，連続する6年の期間内において，1日2時間以内の範囲内で，勤務しないことを承認することができる。
給 料		無給

(5) 呉市職員退職手当支給条例の一部改正（第6条関係）

同条例では，職員の退職手当の額が雇用保険法所定の失業等給付の額を下回る場合に，その差額を退職手当として最低保障する旨を定めています。

この度，雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正により，失業等給付に係る給付区分の対象，名称等が一部変更されることから，当該法改正に則し，所要の規定の整理を行うものです。

3 施行期日

- (1) 第1条，第3条及び第7条の規定 公布の日（平成28年4月1日から適用）
- (2) 第5条及び第6条の規定 平成29年1月1日
- (2) その他の条の規定 平成29年4月1日

4 新旧対照表

(1) 呉市職員の給与に関する条例（第1条の規定による改正部分）

現 行	改正案
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には，当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を，第1号に掲げる額に係るものにあつては採用の日から35年以内，第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内，第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間，採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては，採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて，初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>413,300円</u></p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には，当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を，第1号に掲げる額に係るものにあつては採用の日から35年以内，第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内，第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間，採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては，採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて，初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>413,800円</u></p>

<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の202.5 (第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の122.5), 12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u> (第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の137.5) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の202.5 (第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の122.5), 12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u> (第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の137.5) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に _____ _____ 100分の80 _____ _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員 の勤勉手当基礎額に _____ _____ 100分の37.5 _____ _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の80を、12月に支給する場合においては100分の90を</u> 乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員 の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の37.5を、12月に支給する場合においては100分の42.5を</u> 乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>一般職給料表</p> <p><u>(以下表略)</u></p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>消防職給料表</p> <p><u>(以下表略)</u></p> <p>別表第3 (第3条関係)</p>	<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>一般職給料表</p> <p><u>(以下表略)</u></p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>消防職給料表</p> <p><u>(以下表略)</u></p> <p>別表第3 (第3条関係)</p>

教育職給料表 <u>(以下表略)</u> 別表第4 (第3条関係) 医療職給料表 <u>(以下表略)</u>	教育職給料表 <u>(以下表略)</u> 別表第4 (第3条関係) 医療職給料表 <u>(以下表略)</u>
--	--

(2) 呉市職員の給与に関する条例 (第2条の規定による改正部分)

改正前	改正後										
<p>(扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員 _____ に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者 (届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 _____</p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額を、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族 (次条において「扶養親族である子、父母等」という。) については1人につき6,500円 (職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円) とする。</p>	<p>(扶養手当) 第7条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員 <u>(一般職給料表8級の適用を受ける職員については、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員)</u> に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者 (届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子_____</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養親族一人当たりの扶養手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="text-align: center;">扶養親族の区分</th> <th style="text-align: center;">扶養手当の月額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前項第2号に掲げる扶養親族</td> <td style="text-align: center;"><u>10,000円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 一般職給料表7級又は医療職給料表4級の適用を受ける職員</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">扶養親族の区分</th> <th style="text-align: center;">扶養手当の月額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前項第1号に掲げる扶養親族</td> <td style="text-align: center;"><u>3,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前項第2号に掲げる扶養親族</td> <td style="text-align: center;"><u>10,000円</u></td> </tr> </table>	扶養親族の区分	扶養手当の月額	前項第2号に掲げる扶養親族	<u>10,000円</u>	扶養親族の区分	扶養手当の月額	前項第1号に掲げる扶養親族	<u>3,500円</u>	前項第2号に掲げる扶養親族	<u>10,000円</u>
扶養親族の区分	扶養手当の月額										
前項第2号に掲げる扶養親族	<u>10,000円</u>										
扶養親族の区分	扶養手当の月額										
前項第1号に掲げる扶養親族	<u>3,500円</u>										
前項第2号に掲げる扶養親族	<u>10,000円</u>										

前項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	3,500円
----------------------	--------

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員

扶養親族の区分	扶養手当の月額
前項第1号に掲げる扶養親族	6,500円
前項第2号に掲げる扶養親族	10,000円
前項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	6,500円

4 (略)

4 (略)

(扶養手当の支給方法)

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）
- (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 (略)

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている

(扶養手当の支給方法)

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨

を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

(削除)

(削除)

2 (略)

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至つた場合

職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（期末手当）

第14条の4（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の202.5（第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の122.5）、12月に支給する場合においては100分の227.5（第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の137.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）（略）

3～6（略）

（勤勉手当）

第14条の5（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分

又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定

について準用する。

（期末手当）

第14条の4（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の207.5（第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の122.5）、12月に支給する場合においては100分の222.5（第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の137.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）（略）

3～6（略）

（勤勉手当）

第14条の5（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分

ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の80を、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の37.5を、12月に支給する場合においては100分の42.5を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条の規定による改正部分）

現 行	改 正 案																								
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>371,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>419,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">471,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">607,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3</p>	号給	給料月額 円	1	<u>371,000</u>	2	<u>419,000</u>	3	471,000	4	532,000	5	607,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>372,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>420,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">471,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">607,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3</p>	号給	給料月額 円	1	<u>372,000</u>	2	<u>420,000</u>	3	471,000	4	532,000	5	607,000
号給	給料月額 円																								
1	<u>371,000</u>																								
2	<u>419,000</u>																								
3	471,000																								
4	532,000																								
5	607,000																								
号給	給料月額 円																								
1	<u>372,000</u>																								
2	<u>420,000</u>																								
3	471,000																								
4	532,000																								
5	607,000																								

<p>の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「<u>100分の202.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の217.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「<u>100分の202.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の227.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>
---	---

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「<u>100分の202.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の227.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「<u>100分の207.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の222.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>

(5) 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（第5条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、特</p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、特</p>

<p>別休暇，介護休暇_____及び組合休暇とする。</p>	<p>別休暇，介護休暇，<u>介護時間</u>及び組合休暇とする。</p>
<p>(介護休暇)</p>	<p>(介護休暇)</p>
<p><u>第14条 介護休暇は，職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>，<u>父母，子，配偶者の父母その他規則で定める者で負傷，疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため，勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p>	<p><u>第14条 介護休暇の区分及び期間は，次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>，<u>父母，子，配偶者の父母その他規則で定める者で重度の負傷，疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び次条において「介護対象家族」という。）の介護をするため，勤務しないことが相当であると認められる場合 介護対象家族の各々が介護を必要とする一の継続する状態（以下この条において「介護状態」という。）ごとに6月の期間内において必要と認められる期間</u></p> <p><u>(2) 前号の場合における介護休暇（次項において「第1号介護休暇」という。）の全期間を取得した後において，なお当該介護対象家族の介護状態が継続しており，その介護をするため，勤務しないことが相当であると認められる場合 介護状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間</u></p>
<p><u>2 介護休暇の期間は，前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p>	<p><u>2 第1号介護休暇は，3回以内に限り，その6月以内の期間を分割して取得することができる。</u></p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず，給与条例別表第3教育職給料表の適用を受ける職員については，県立学校の教職員の例による。</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず，給与条例別表第3教育職給料表の適用を受ける職員については，県立学校の教職員の例による。</p>
<p>4 介護休暇については，給与条例第11条の規定にかかわらず，その勤務しない1時間につき，同条の規定により給与の減額を行う場合の勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>4 介護休暇については，給与条例第11条の規定にかかわらず，その勤務しない1時間につき，同条の規定により給与の減額を行う場合の勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p>
	<p><u>(介護時間)</u></p> <p><u>第14条の2 介護時間は，職員が介護対象家族の介護をするため，1日の勤務時間の</u></p>

<p>(特別休暇及び介護休暇_____の承認)</p> <p>第15条 特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び介護休暇_____については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p><u>一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間を請求することのできる期間は、介護対象家族の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で、必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 <u>介護時間については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。</u></p> <p>(特別休暇,____介護休暇及び介護時間の承認)</p> <p>第15条 特別休暇(規則で定めるものを除く。),____介護休暇<u>及び介護時間</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
---	--

(6) 呉市職員退職手当支給条例(第6条の規定による改正部分)

現 行	改正案
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者</u>に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と _____<u>みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者</u>に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基</p>

準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) (略)

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12～14 (略)

15 第11項の規定は、

準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項 の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と

みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) (略)

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者については、同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12～14 (略)

15 第11項の規定は、第5項又は第6項

<p>第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これら<u> </u>の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17（略）</p>	<p>の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（<u>第7項又は第8項</u>の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17（略）</p>
--	---

(7) 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第7条の規定による改正部分）

現 行	改正案																				
<p>付 則 1・2（略） （経過措置）</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の給与条例第8条の2第2項第3号の規定の適用については、同号中「100分の7.5」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。</p> <table border="1" data-bbox="207 1500 798 1960"> <tr> <td>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</td> <td>100分の6.79</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</td> <td><u>100分の7</u></td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>100分の7.2</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>100分の7.3</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</td> <td>100分の7.4</td> </tr> </table> <p>4 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の給与条例第8条の2第2項第4号の規</p>	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の6.79	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<u>100分の7</u>	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の7.2	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の7.3	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	100分の7.4	<p>付 則 1・2（略） （経過措置）</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の給与条例第8条の2第2項第3号の規定の適用については、同号中「100分の7.5」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。</p> <table border="1" data-bbox="837 1500 1428 1960"> <tr> <td>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</td> <td>100分の6.79</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</td> <td><u>100分の7.04</u></td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>100分の7.2</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>100分の7.3</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</td> <td>100分の7.4</td> </tr> </table> <p>4 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の給与条例第8条の2第2項第4号の規</p>	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の6.79	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<u>100分の7.04</u>	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の7.2	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の7.3	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	100分の7.4
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の6.79																				
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<u>100分の7</u>																				
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の7.2																				
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の7.3																				
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	100分の7.4																				
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の6.79																				
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<u>100分の7.04</u>																				
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の7.2																				
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の7.3																				
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	100分の7.4																				

定の適用については、同号中「100分の4.5」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の3.79
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<u>100分の4</u>
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の4.2
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の4.3
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	100分の4.4

5～7 (略)

定の適用については、同号中「100分の4.5」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の3.79
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	<u>100分の4.04</u>
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の4.2
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の4.3
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	100分の4.4

5～7 (略)